

第 28 号

訴えの提起に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴 え の 提 起 に つ い て

和解金請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

平成 26 年 7 月 30 日 専 決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

和解金請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
美馬市美馬町字滝宮55番地 株式会社 深来組	(1) 金3,343,000円及びこれに対する平成26年7月12日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決及び第1項についての仮執行の宣言を求める。

提案理由

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。